

令和3年度の推進体制について

令和3年3月に開催した、第14回全体会議において、今後の推進体制（案）について意見交換し、概ね御了承いただきました。

今回は、全体会議・分科会の位置付けを含め、推進体制を改めて説明するとともに、令和3年度の分科会の開催スケジュールを報告します。

推進会議の位置付けについて

京都市建築物安心安全実施計画推進会議規約（抄）（「配布資料の資料4」参照）

（目的）

京都市建築物安心安全実施計画推進会議は、建築物の安心・安全に係る機関や団体の役割分担と協働の下、京都市建築物安心安全実施計画に掲げる取組を効果的かつ着実に推進することにより、建築物における災害や事故から市民のいのちと暮らしを守ることを目的とする。

（活動）

- (1) 計画に掲げる取組を推進すること。
- (2) 計画の進行管理，点検評価，改善見直しを行うこと。
- (3) 建築物の安心・安全に関する情報発信，普及啓発を行うこと。
- (4) その他前条の目的の達成に資する取組を行うこと。

（全体会議）

推進会議は、原則として、全体会議を年1回開催するものとする。

（分科会）

推進会議に付議する事案の調整又は特定事項の協議等を行う必要があるときは、関係委員による分科会を開催することができる。

分科会の構成について

(施策目標の「5本の柱」ごとの推進体制)

5本の柱	分科会	
柱 1 質の高い 新築建築物の 供給促進	良質化分科会	
柱 2 既存建築物の 安全性確保と 活用促進	既存建築物対策分科会	警察 分科会
柱 3 歴史的な まちなみの保全と 防災性の強化	(当面、庁内で連携し検討)	(路地再生プラットフォーム) ※H30設置 (まち再生・創造推進室)
柱 4 円滑な 建築関係 手続の推進	(庁内での連携)	指定確認 検査機関 分科会
柱 5 事故・災害時の 迅速な対応	(庁内での連携)	(災害協定に よる連携) (京都府応急危険度 判定協議会)

(必要に応じ、追加で分科会立ち上げ)

良質化分科会

目的

質の高い新築建築物の供給促進のための
関係団体との連携（意見交換）

開催頻度

年1回程度

主なテーマ

- 京都らしい良質とは
（バリアフリー，環境配慮，地域産木材の
利用，ウィズコロナ社会への対応）
- 良質化に関する情報発信（普及啓発の方法）

参画団体/機関

金融

- 一般社団法人 京都銀行協会
- 京都府信用金庫協会
- 独立行政法人 住宅金融支援機構

建築

- 一般社団法人 京都府建築士会
- 一般社団法人 京都府建築士事務所協会
- 一般社団法人 京都建築設計監理協会
- 公益社団法人 日本建築家協会 近畿支部京都地域会
- 京都府建設業協会京都支部
- 一般社団法人 全国中小建設業協会 全中建京都

不動産流通

- 公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会
- 公益社団法人 全日本不動産協会 京都府本部
- 一般社団法人 京都府不動産コンサルティング協会

消費者

- 特定非営利活動法人 コンシューマーズ京都（京都消団連）

京都市

- 都市計画局住宅室（住宅政策課）
- 都市計画局まち再生・創造推進室
- 都市計画局建築指導部（建築指導課）
- 都市計画局建築指導部（建築審査課）【事務局】
- 都市計画局建築指導部（建築安全推進課）

既存建築物対策分科会

目的

既存建築物の安全性確保と活用促進のための関係団体との連携（意見交換）

開催頻度

年1回程度

参画団体/機関

金融

- 一般社団法人 京都銀行協会
- 京都府信用金庫協会
- 独立行政法人 住宅金融支援機構

建築

- 一般社団法人 京都府建築士会
- 一般社団法人 京都府建築士事務所協会
- 一般社団法人 京都建築設計監理協会
- 公益社団法人 日本建築家協会 近畿支部京都地域会
- 京都府建設業協会京都支部
- 一般社団法人 全国中小建設業協会 全中建京都

主なテーマ

- インスペクション等による既存住宅流通時の評価向上※
- 市民相談から専門家を円滑にマッチングする仕組みの検討※
- 定期報告の徹底に係る連携

※住宅マスタープランと連携して推進

不動産流通

- 公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会
- 公益社団法人 全日本不動産協会 京都府本部
- 一般社団法人 京都府不動産コンサルティング協会

消費者

- 特定非営利活動法人 コンシューマーズ京都（京都消団連）

京都市

- 都市計画局住宅室（住宅政策課）
- 消防局予防部（指導課）
- 都市計画局まち再生・創造推進室
- 都市計画局建築指導部（建築指導課）
- 都市計画局建築指導部（建築安全推進課）【事務局】

警察分科会

目的

建築物の安心安全のための警察との連携（意見交換）

開催頻度

年1回

参画団体/機関

京都府

- 京都府警察本部（生活安全部生活保安課）
- 京都府建設交通部建築指導課
- 京都府建設交通部指導検査課

京都市

- 都市計画局建築指導部（建築安全推進課）【事務局】
- 都市計画局都市景観部（風致保全課）
- 都市計画局都市景観部（開発指導課）

主なテーマ

- 違反建築物に対する告発，指導，命令に関する情報共有，協議及び調整

指定確認検査機関分科会

目的

建築物の安心安全のための指定確認検査機関との連携（意見交換）

開催頻度

年1回程度

（指定確認検査機関連絡会議と同時開催）

主なテーマ

- 市，指定確認検査機関 相互のノウハウ共有
- 「法令実務ハンドブック」の協働改訂

参画団体/機関

指定確認検査機関

- 連絡会議に参画している各指定確認検査機関
 - 株式会社 京都確認検査機構
 - 株式会社 I - P E C
 - 株式会社 確認検査機構アネックス
 - 日本 E R I 株式会社
 - 株式会社 西日本住宅評価センター

ほか27機関

京都市

- 都市計画局建築指導部（建築審査課）【事務局】

令和3年度の開催スケジュールについて

	R3年度				R3.8				R3.11				R4.1		
全体会議					● 全体会議										
良質化分科会													● 分科会		
既存建築物対策分科会													● 分科会		
警察分科会									● 分科会						
指定確認検査機関分科会															

指定確認検査機関連絡会議と同時開催（年1回程度）